

住所変更(転出)に関する手続きについて

住所変更の届出に伴い、下記の手続きが必要な方は、新しい番号券をエレベーター前発券機でお受け取りください。

担当課・係	場 所	手 続 き 項 目
市民課 年金係	②窓口	国民年金
障がい者支援課	⑤窓口	障がい者福祉に関する手続き
高 齢 介 護 課	⑥窓口	介護保険(65歳以上の方) 要介護認定・要支援認定
医療保険課	⑦窓口	国民健康保険 後期高齢者医療 福祉医療(子育て支援医療など)
子 育 て 支 援 課	4階⑨	児童手当 (特別)児童扶養手当 保育園の手続き
健 康 推 進 課	4階⑩	予防接種(18歳未満の予防接種は、母子手帳が必要) 健診の手続き
税 務 課	本館1階	原付バイク(125cc 以下)の登録・廃車
衛 生 環 境 課	本館1階	犬の登録に関する手続き ごみの収集
学 校 教 育 課	別館1階	小・中学校の手続き
公 営 企 業 課	別館3階	水道の開栓、閉栓 水道料金、下水道使用料

※新住所地の市区町村でも、手続きが必要な場合があります。詳しくは各担当課へ

新しい市区町村での手続き

新住所地に引越しされた日から 14日以内に、次のものをご持参のうえ新しい市区町村で転入の手続きをしてください。

- ① 転出証明書(本日個人番号カードご持参の方は、例外を除き発行なし)
- ② 個人番号カード(異動の方全員) ③ 本人確認書類(運転免許証等)
- ④ 外国人の方は、在留カード、または特別永住者証明書 (異動の方全員)

★次の場合は個人番号カードが失効となりますのでご注意ください。

- ・転出予定日から30日経過後、または転入日から14日経過後に転入手続きをされた場合
- ・転入届を提出後、90日以内に継続利用申請をしない場合

☆個人番号カード申請中の方は、申請が取り消されます。転入先で再度交付申請してください。

☆印鑑登録は、転入先で新たに登録をしてください。

※向日市での印鑑登録は自動的に消除されます。印鑑登録証は返却いただくかご自身で破棄してください。

☆都合により転出を取りやめる場合は、向日市市民課で転出取消の手続きが必要です。(「転出証明書」をご持参ください)

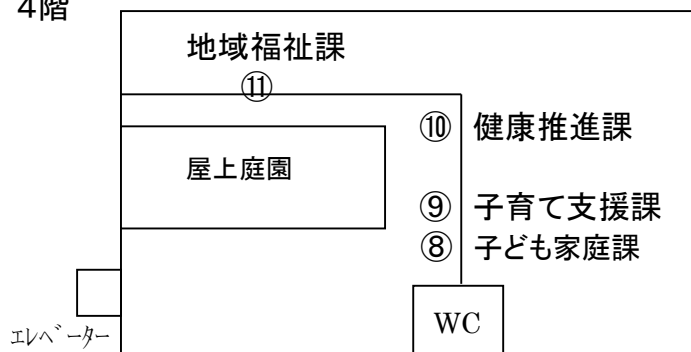
裏面案内図あり

【東向日別館内案内図】

3階



4階



【市役所位置図】

